

見積参加希望業者 殿

独立行政法人水資源機構 分任契約職
総合技術センター所長 安藤 昌文
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 総合技術センター通信用鉄塔強度検討業務
2 施 行 場 所 独立行政法人水資源機構総合技術センター（埼玉県さいたま市桜区大字神田936番地）
3 履 行 期 間 契約締結の翌日から70日間
4 内 容 等 別添「仕様書等」のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので、入札心得書等を熟覧のうえご提出をお願いいたします。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見 積 参 加 要 件 当機構における一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、測量・建設コンサルタント等の業種区分「土木関係建設コンサルタント業務」に登録しており、かつ細別業務「通信施設、電気施設」に登録していること。
- 3 見 積 書 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名（法人の場合は、法人名及びその代表者名）を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することができます。
- 4) 提 出 方 法 FAX、電子メール、持参又は郵送（一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。）の方法による。
- 5) 提 出 期 限 令和8年1月9日（金） 10:00まで
- 6) 提 出 先 独立行政法人水資源機構 総合技術センター マネージメントグループ 契約担当宛
FAX 048-853-1787 メール : nyukei_sougicenter@water.go.jp
- 7) 質 問 書 令和8年1月6日 16:00まで
※質問の回答については、原則として提出期限の翌日までにHPに掲載します。
- 8) 見 積 回 数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書の提出期限は、令和8年1月13日 10時00分までとします。
- 9) そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 10) 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。
- 11) そ の 他 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とします。
2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は「くじ」により契約の相手方を決定します。くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。
4) 契約の相手方として決定した者に、契約書又は請書の提出を求める場合があります。

総合技術センター通信用鉄塔強度検討業務

仕様書

令和7年12月

独立行政法人水資源機構
総合技術センター

第1章 総 則

第1節 適 用

本仕様書は、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が発注する「総合技術センター
通信用鉄塔強度検討業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

第2節 業務概要

2-1 業務場所

埼玉県さいたま市桜区大字神田 936 番地 総合技術センター

2-2 業務概要

本業務は、次の業務を行うものである。

通信用鉄塔強度検討 1式

第3節 履行期間

契約締結の翌日から 70 日間とする。

第4節 業務数量

業務数量は、別紙1「数量総括表」のとおりである。

第5節 提出書類

受注者は、次に掲げる書類を作成し、提出するものとする。

提出書類名	部数	提出媒体	摘要
検討報告書	1部	CD-R	

第6節 資料の貸与及び返却

1. 本業務の貸与資料は、次のとおりである。
 - (1) 試験所 鉄塔接地工事完成図書
 - (2) その他、担当職員が必要と認めた資料
2. 受注者は、本業務を実施するにあたり、上記1. に定める以外の資料が必要となった場合は、担当職員と協議するものとする。

第7節 情報の漏洩、窃用等の対策

1. 受注者は本業務の履行のため、パソコン等の情報機器を使用するにあたり情報の漏洩、窃用等の対策をとらなければならない。対策については、個人情報保護法、情報セキュリティ関連法令等に準拠しなければならない。
2. 受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた情報については、業務完了後又は業務履行期間中において発注者から返還を求められた場合、社内情報を削除し、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した情報についても同様とする。

第8節 疑義等

受注者は、設計図書に明記されていない事項又は設計図書に疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議するものとする。

第2章 業務内容

第1節 業務目的

本業務は、既設通信用鉄塔において、最新の基準等に基づく強度が確保されているか確認することを目的とする。

第2節 検討条件

検討条件は、次のとおりとする。ただし、設計条件は業務の進捗、関連設備との関係により変更することがある。

1. 強度検討は「通信用鉄塔設計要領・同解説、通信鉄塔・局舎耐震診断基準（案）・同解説、通信用鉄塔及び反射板定期点検要領（案）・同解説（令和3年版） 一般社団法人 建設電気技術協会、一般財団法人 日本建築防災協会」に基づいて計算するものとする。
2. 既設通信用鉄塔の諸元は別紙2「総合技術センター通信用鉄塔 諸元」のとおりとする。
3. 空中線は、別紙2「総合技術センター通信鉄塔 諸元」に示す現状搭載されているものを対象とする。

第3節 業務内容

本業務における業務内容は、以下のとおりとする。

3-1 通信用鉄塔強度検討

1. 検討条件の確認・鉄塔強度計算

本業務における貸与資料を基に、最新の基準等に基づく鉄塔強度に関する再計算を実施し、既設鉄塔の強度が基準等を満たしているか確認を行うものとする。基準を満たしていない場合は基準等を満たすための補強提案を行うものとする。

2. 照査

設計条件の確認・鉄塔強度計算の結果を照査するものとする。なお、照査は、技術士（総合技術監理部門（建設（鋼構造及びコンクリート）・建設部門「鋼構造及びコンクリート」）、技術士（電気電子部門）、RCCM（建設部門「鋼構造及びコンクリート」）又はRCCM（電気・電子部門）のいずれかの有資格者が行うものとし、照査結果を強度検討報告書に合わせて提出すること。

3-2 報告書作成

通信用鉄塔強度検討の結果を報告書として取り纏めを行うものとする。

提出部数は、第1章第5節のとおりとする。

第4節 業務上の留意事項

1. 本業務に適用した基準等は、「出典先」を含め報告書に記載するものとする。
2. 強度検討に当たっては、「(1) 適用基準 (2) 設計条件 (3) 計算式及び計算結果」等、順を追って確認出来るようとりまとめるものとする。
3. 貸与資料の報告書を引用する際は、出来るだけコピーを添付又は引用ページを記載するものとする。

総合技術センター通信用鉄塔強度検討業務 数量総括表

工種	単位	数量	摘要
通信用鉄塔強度検討	式	1	1基分
設備条件の確認・鉄塔強度計算	式	1	
照査	式	1	
報告書作成	式	1	1基分

総合技術センター通信用鉄塔 諸元

1. 用途 通信用
2. 設置場所 埼玉県さいたま市桜区大字神田 936 番地 総合技術センター
3. 主体構造 鉄塔 (四角断面アングルトラス)
4. 設置年月 平成3年3月
5. 鉄塔高さ G.L+48.0m※ 避雷針高を除く
6. 根開き 8.00 (m) × 8.00 (m)
7. 接合 ボルト接合
8. 表面処理 溶融亜鉛メッキ
9. 基礎形式 地上自立式
10. 空中線搭載数 パラボラアンテナ 2基

空中線	規格等	搭載高さ	単位	数量	備考
大宮国道向け	3m φ R 無 0.7° (N)	GL+47.0m	基	1	
宗岡向け	3m φ R 無 189° (N)	GL+47.0m	基	1	

11. 付属設備 避雷設備、昇降設備、中間踊場、垂直ケーブルラック
12. 補強等履歴 なし